

高知県環境基本計画改定委託業務公募型プロポーザル審査要領

高知県環境基本計画改定委託業務に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「高知県環境基本計画改定委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 120 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1) 業務に関する考え方	(70 点)
(2) 業務実績	(20 点)
(3) 実施体制	(10 点)
(4) スケジュール	(10 点)
(5) 県が推進する施策への取組	(5 点)
(6) 経費見積書	(5 点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

令和7年5月 23 日(金)

場所 高知市内

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1社 30 分とします。
- ② 順番は別途お知らせします。
- ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、各審査委員の採点の合計が、総合点数の5割以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

審査基準

審査の項目		審査の視点	配点
1 業務に関する考え方	目的の理解と計画の構成	・本業務の目的を理解し、改定に対する考え方が示されているか。 ・計画の構成は、有意義なものであり、県民・事業者等から見て分かりやすいか。	15
	現状把握の手法	・国内外の環境をめぐる動向を的確に把握するための具体的な調査方法が提案されているか。 ・また、その調査方法は、効率的かつ効果的なものであるか。	20
	高知県の方向性	・現在把握している環境に関する国の計画方針及び県内外の現状課題を的確に分析し、整理しているか。 ・高知県が今後進むべき方向性及び目標とすべき指標が示されているか。	20
	具体的な取組	・高知県が今後進むべき方向性の実現や課題を解決するために有効な方策が提案されているか。 ・その方策は、県の関係計画と整合性が図れているか。	15
2 業務実績		・環境関係の計画の策定・改定等の類似業務の実績はあるか。 ・類似業務がある場合、本業務にどのように活かすことができるかが示され、活かすことが期待できるか。	20
3 実施体制		・本業務の実施体制について具体的に記載され、本業務が確実に遂行されるよう、必要な体制が確保されているか。	10
4 スケジュール		・契約締結後から納品までの業務スケジュール及び各工程は、履行期間内に無理なく終えることができる内容となっているか。 ・新計画の策定を進めていく各工程において、特に留意すべきことやその理由が記載されているか。	10
5 県が推進する施策への取組		・次のいずれかの認証を受けているか。 (1) 高知県ワークライフバランス推進企業 (2) くるみん、えるぼし等 ・障害者の雇用促進に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 (1) 法定雇用率制度の適用があり、かつ、法定雇用利率を超えて障害者を雇用しているか。 (2) 法定雇用率制度の適用はないが、障害者雇用率に参入される障害者を常用労働者として雇用しているか。 ・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証を受けているか。 (1) ISO14001 (2) エコアクション 21 ・「こうち SDGs推進企業」に登録している。 ・「パートナーシップ構築宣言」に登録しているか。	5
6 経費見積書		・必要な経費が見積もられており、内容に沿った妥当な金額になっているか。	5
合計			120